

## 外国産貨物の原産地証明発給に係る典拠書類について

### 〔はじめに〕

外国産商品の原産地証明書を発給するには、貿易形態（再輸出、積戻し、仲介）に応じた典拠書類のご提出が必要です。

（注）下記の書類をご提出いただいた場合でも、原産国や、商品の同一性が確認できない場合（商品名が抽象的、商品名が異なる、生産者名不明など）、追加で書類をご提出いただくことがありますので、ご申請の際は必ず事前にご相談ください。

### 〔共通の提出書類〕

- ① 証明依頼書
- ② 原産地証明書（必要部数＋商工会議所控え 1 部）
- ③ インボイス（1 部）
- ④ 外国産貨物の原産地証明書発給申請書

### 〔再輸出〕

#### 外国から輸入した通関済みの産品を未加工のまま輸出する場合

- ① 海外公的機関が発行した原産地証明書（コピー可）
- ② 輸入許可通知書（原産国の記載があるもの コピー可）
- ③ 輸入時のインボイス（原産国、サインの記載があるもの コピー可）

※①～③をご提出できない場合は、ご相談ください。

### 〔積戻し〕

#### 外国から来た産品を陸揚げ後、輸入手続き未済の保税状態で、保税地域または他所蔵置所から再度外国向けに積み出す場合

- ① 海外公的機関発行の原産地証明書（コピー可）
- ② 積戻し許可通知書（原産国の記載があるもの コピー可）
- ③ 蔵入れ承認申請書（原産国の記載があるもの コピー可）
- ④ 蔵入れ時のインボイス（コピー可）

※①～③のうちのいずれかと、④をご提出ください。

## 〔仲 介〕

### 日本の居住者が、外国相互間での製品の移動を伴う売買契約の当事者（仲介者） となって行う場合

日本国内からの船積みではないため、日本の商工会議所は原産地証明書を発給する立場になく、船積み地で発行された原産地証明書を使用するのが原則ですが、

- ・ 船積み地に輸入国の大使館・領事館がないので日本で領事査証を取得する
- ・ L/C 条件に輸出者を合わせる

場合に限って、輸出者の便宜を図るために発給いたします。

- ① 海外公的機関発行の原産地証明書（原本）
- ② 海外から船積みされたことを示す資料（下記のいずれか1つ コピー可）
  - ・ B/L（船荷証券、Non-negotiable Copy は不可）
  - ・ AWB（航空貨物運送状）
  - ・ SWB（海上貨物運送状）
  - ・ CMR NOTE（トラック輸送される場合）
  - ・ CIM NOTE（鉄道輸送される場合）

※①②をご提出ください。

※①の原本は確認後、お返しいたします。

※ケースマークが省略されている場合は、ケースマークが確認できる書類（B/L など）を添付してください。

※①と仲介者作成原産地証明書の商品名の表記が異なる場合、ご相談ください。